

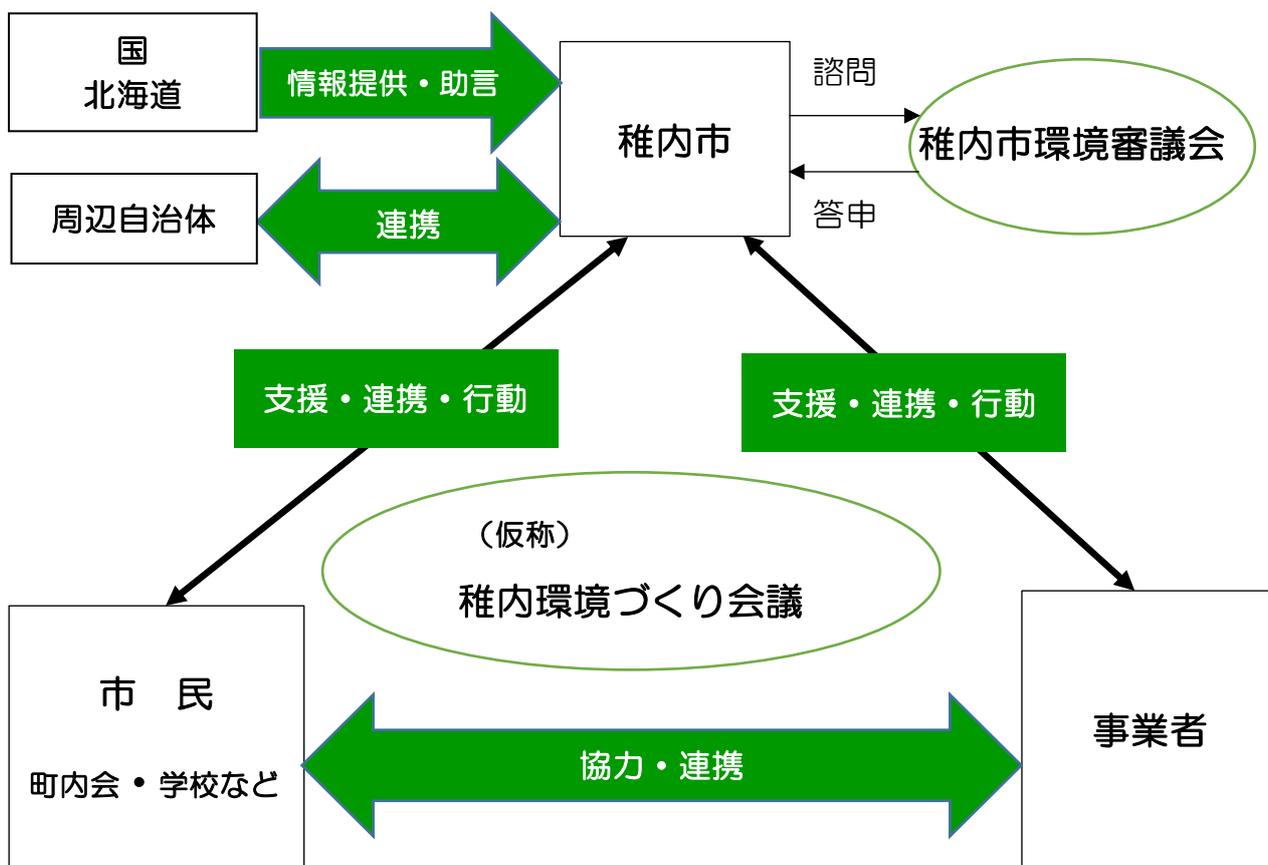
第4章 計画の推進体制と進行管理

1. 計画推進の体制づくり

(1) 推進体制

環境基本計画を効率的かつ確実に推進していくためには、市民、事業者、市が連携、協働して取り組んでいくことが必要です。市民などから広く意見を聞くための仕組みが必要であるため、市民、事業者などから組織される「(仮称) 稚内環境づくり会議」を設けます。

推進体制の概念図



(2) 計画推進における各主体の役割

●パートナーシップ（協働体制）の構築

市民、事業者、団体と市のパートナーシップ（協働体制）を強化し、第2次計画を稚内市全体での取り組みとして推進します。

●広域的な連携体制

周辺市町村と環境に関する情報交換の場を設けることや、国や道に積極的に働きかけを行うことで、広域的な環境問題の解決にも取り組みます。

1) 稚内市

稚内市は、環境基本計画に基づく施策の展開、計画の推進及び管理を行い、市民・事業者への環境情報の提供や環境学習・環境教育の推進、環境保全活動の支援を行うほか、市内最大の事業所として、環境負荷の低減に率先して取り組みます。

2) 国・北海道・周辺自治体

国・北海道は、市に対して環境基本計画や環境施策等の情報の提供や助言を行います。

宗谷定住自立圏の圏域内の自治体は、宗谷定住自立圏が策定したビジョンに基づき、環境保全活動に対する情報を共有し、循環型社会の形成に係る取り組みの推進に努めます。

3) 市民

市民は、身の周りの環境について学び、自主的・主体的に、家庭や個人として取り組める節電・ごみ減量等の環境保全に向けた行動を実践していきます。また、町内会や学校などの地域活動として、環境保全活動などの参加に努めます。

4) 事業者

事業者は、事業活動における環境負荷の低減を心掛けるとともに、環境ビジネスの創出や、各々の事業所において地域での環境保全活動に自発的に参加します。

(3) 各組織の役割

1) 市民・事業者・市が協働するための組織 「(仮称) 稚内環境づくり会議」

環境基本計画に基づく環境保全活動を、市民、事業者、市が連携、協働して積極的に取り組んでいくために「(仮称) 稚内環境づくり会議」を設置します。

この会議では、以下のような取り組みを行います。

- ・市民、事業者の実践的な取り組みの推進
- ・情報の共有、交換による連携、協働、支援
- ・環境保全活動の検討
- ・環境基本計画の推進や実施状況の整理
- ・ワーキンググループによるテーマ別活動
- ・計画見直し等についての提言

2) 専門的な立場による提言組織 「稚内市環境審議会」

環境の保全に関する基本的事項を調査・審議するため、市長の諮問に応じ、専門的な立場から審議を行うとともに、広い見識を持って提言や助言を行います。

この会議では、以下に関する審議を行います。

- 環境基本計画に関すること
- 環境の保全に関する基本的事項に関すること

